様式第一（第２条関係）

新たな規制の特例措置の整備に係る要望書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施したいので、別添の書類を添えて、下記のとおり新たな規制の特例措置の整備を求めます。

記

１．新技術等実証の目標
２．次に掲げる新技術等実証の内容
⑴　新技術等及び革新的事業活動の内容
⑵　法第２条第２項第１号に規定する実証の内容及びその実施方法
⑶　法第２条第２項第２号に規定する分析の内容及びその実施方法
３．新技術等実証の実施期間及び実施場所
４．参加者等の具体的な範囲
５．新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置に係る新技術等関係規定の条項
６．新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
７．その他
（備考）
１．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
（記載要領）
１．新技術等実証の目標
　新技術等実証の目標（新技術等実証を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す実証の方向性）を、新技術等実証の後に行おうとする革新的事業活動を踏まえて要約的に記載する。
２．新技術等実証の内容
⑴　「⑵」には、実証を適切に実施するために必要となる措置についても記載する。
⑵　「⑶」には、新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合に記載する。「分析の内容」には、規制が成立した時点で想定されていなかったような革新的な技術を利用することで、規制の目的を一層適切に達成することが可能である等の仮説を、「実施方法」には、分析に使用する情報・資料をそれぞれ記載する。
３．実施場所には、新技術等実証を行う場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する実証など、実証を行う住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。
４．新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
⑴　整備を求める規制の特例措置の内容（現行規制が目的としている安全性等の確保を、現行規制とは異なる方法により担保するための措置等の提案を含むものとする。）を要約的に記載する。
⑵　新たな規制の特例措置を整備することにより実施が可能となる新技術等実証の内容を要約的に記載する。
⑶　現行規制の範囲において、既に実証の一部を実施している場合はその内容を記載する。

様式第二（第２条関係）

新たな規制の特例措置を講ずることとする旨の通知書

年　月　日

　　殿

主務大臣　名

　　年　　月　　日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり整備することとしましたので、通知します。

記

１．講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
２．新たな規制の特例措置の整備の見通し
３．その他
（備考）
　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第三（第２条関係）

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

１．講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
２．新たな規制の特例措置の整備の見通し
３．その他
（記載要領）
　「１．講ずることとする新たな規制の特例措置の内容」中、新たな規制の特例措置の整備を行った者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第四（第２条関係）

新たな規制の特例措置を講じないこととする旨の通知書

年　月　日

　　殿

主務大臣　名

　　年　　月　　日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり講じないこととすると判断しましたので、通知します。

記

１．特例措置を講ずることが必要でない又は適当でないと判断する理由
２．規制の特例措置の整備によらず、新技術等実証の実施が可能となる範囲若しくはそのための方策又は規制の緩和若しくは撤廃の見通しがある場合はその内容
３．革新的事業活動評価委員会からの意見の概要
４．その他
（備考）
　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
（記載要領）
　「２.」には、整備を求められた新たな規制の特例措置の内容の改善点、現行規制下において対応が可能な新技術等実証の実施内容若しくはそのための方策又は規制の特例措置の整備によらず規制の緩和若しくは撤廃が行われる見通し等を具体的に記載するよう努めること。

様式第五（第３条関係）

新技術等実証に係る新技術等関係規定に関する照会書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名